

市の人口と予算 (6月1日現在)	
人口・世帯 ()内は前月比/前年同月比	
合計	= 166,742人 (+ 82/+721)
男	= 83,076人 (+ 35/+268)
女	= 83,666人 (+ 47/+453)
世帯	= 66,926世帯 (+ 93/+866)
予算	
一般会計	= 442億200万円
特別・企業会計	= 370億569万8千円

特集：介護保険について知ろう

日常生活に何らかのお世話が必要になったら…。

介護保険サービスの利用で、笑顔広がるわが家がここに!

「介護」は老後の大きな不安の一つですが、介護保険サービスを上手に利用することで、慣れ親しんだわが家での暮らしを継続することができます。また万一、家庭での介護が困難になった場合には、特別養護老人ホームなどの介護保険施設に入所し介護を受けることもできます。市では高齢者やその家族の不安や悩みに応えるため、気軽に利用できる相談窓口として「地域包括支援センター」を設けています。

本格的な長寿社会の到来で、介護保険に寄せられる期待はますます大きくなっています。今号では、スタートから12年が経過した介護保険の“今”をお伝えします。
☎介護支援課 ☎7150-6531



地域の人の応援と、手厚いサービスに支えられて… 戸崎 治郎さん

病院が嫌いでね(笑)。調子が悪かったんだけど、1年ほど放っておいたんです。ところが階段から落ちて動けなくなっているところを発見され、脳梗塞を患っていたことが分かりました。要介護5の寝たきりの生活になってしまいましたが、どうしても家に帰りたくて…。それができたのは主治医の大津先生(4面参照)、ケアマネジャーの富樫さん、毎日世話をしてくれるヘルパーさんのお陰です。特に富樫さんは介護保険の範囲内で、必要なサービスをどれだけ利用できるか知恵をしぼってください、訪問介護、デイサービス、訪問看護、福祉用具、訪問マッサージなどを利用しています。

一時は自分でも「もうだめかな…」と思いましたが、今ではベッドの上で起き上がり、ものにつかまって歩けるようにまで回復しました。

市からのひとこと◆ご本人の生活の質を高め、介護者の負担を軽減するためにも、アドバイス役のケアマネジャーの役割が大切です。ご自身に合ったケアマネジャーを選ぶため、複数の事業所から話を聞いたり、地域包括支援センターに相談するとよいでしょう。

「もっとよくなるように、がんばっていきたい」と戸崎さん



ケアマネジャーの富樫さん。戸崎さんの一人暮らしを支えるために、なくてはならない人

助かっています!
介護保険
サービス



リハビリにより、要介護3から1に。「人生に目標を持てるよう介護保険を利用してほしい」と池上さん

生活を立て直すために介護保険を活用しよう 池上 諄一さん

大腿部に重傷を負って右足が不自由になり、要介護認定を受けて病院から戻ってきたのが7年前のこと。絶望的な気持ちになり人に会いたくない、電話にも出たくないで、自宅に引きこもってしまいました。ところがケアマネジャーに勧められ、通所リハビリの社会復帰をめざすプログラムに通うようになると、私よりももっと大変な人がたくさんいてね。そうした先輩たちの努力している姿に触れるうちに、気持ちも少しずつほぐれていきました。

今は母親を介護した経験を活かし、県の福祉施設で介護相談のボランティアをしています。介護保険は病気やけがなどで壊れてしまった生活を立て直すためにあるもの。前向きな生活を取り戻せるよう、アドバイスしています。

市からのひとこと◆介護保険のリハビリのサービスを利用するときは、理学療法士などの専門家とよく相談してプログラムを作ってください。また、ボランティアといった社会参加活動は介護予防にも効果的です。市では、元気な高齢者も含めた介護予防の取り組みも積極的に推進していきます。



95歳の榎山季吉さんと娘の玲子さん。「和」を知る前は、仕事を辞めることを考えたこともあるという

おだやかな生活のためには、なくてはならない存在 榎山 玲子さん

うつ病の父が認知症も患うようになり、ケアマネジャーさんの勧めで小規模多機能「和」さんにお世話になるようになりました。仕事を持っているものですから、父のことを心配しながらの勤務は精神的に大きな負担でした。また、疲れて家に帰ってきてさらに父の世話となると、つい、きつい言葉が出てしまい、自己嫌悪になることもしばしば。1対1で向き合ってしまうと、追いつめられたような気分になってしまうんですね。

今、父も私もこうして穏やかな気持ちで生活できているのは、「和」さんの専門スタッフの方々に支えてもらっているから。介護する側も元気で生活できるように、介護保険は介護者のためのものでもあると思います。

市からのひとこと◆小規模多機能型居宅介護は、地域密着型サービス(2面参照)の一つ。通い・宿泊・自宅訪問のサービスが同じ事業所から提供されるため、顔なじみの職員がいつでも対応し、利用者にとって安心感が得られます。また、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かいリクエストにも応えていきます。

もっと便利に。地域包括ケアシステムの充実で、安心して暮らせるわがまちへ

流山市の第5期介護保険の方向性

地域包括ケアシステムの確立へ向けて

介護や医療、介護予防、住まい、生活支援サービスを連携させ、高齢者の方々の住み慣れた地域での安心した暮らしを支える「地域包括ケアシステム」を確立していく必要性が高まっています。その実現を目指して次のような取り組みを進めていきます。

*介護保険は第5期(平成24~26年度)に入りました。

介護保険は、3年を1期とした介護保険事業計画に基づいて市が運営します。このたび平成24年度から26年度までを期間とした「第5期流山市介護保険事業計画」を策定しました。

地域密着型サービスを充実します

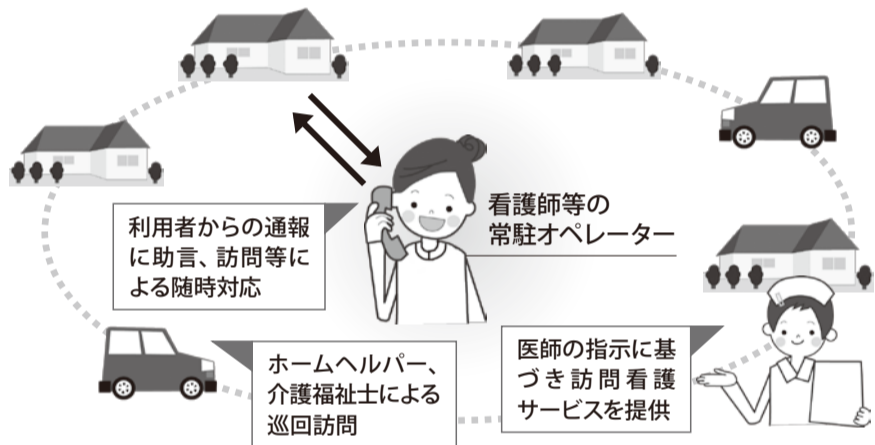
ご家庭や地域との結びつきを重視したサービスが「地域密着型サービス」です。要介護認定者の在宅生活の継続性を高めること、認知症の方の地域での生活を支援することを目標として、これらのサービスの充実化を行っていきます。

新たなサービスの創設

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険法に新たに位置づけられた、24時間対応型の訪問サービスです。ホームヘルパー等が日中・夜間を通じ定期的に訪問するほか、専用回線を利用していつでも支援を求められる随時対応サービスを併せて実施します。また、必要な方には訪問看護サービスを提供します。

第5期介護保険事業計画期間中に利用できるよう整備を進めていきます。



平成24年度開設事業者を募集

流山市をサービス提供地域として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業者(=法人)を公募します。公募要領等詳しくは市ホームページをご確認ください。☎介護支援課 ☎7150-6531

グループホームを新設

認知症の方が入居し、家庭的な雰囲気のなかで、認知症の対応に精通した職員の手助けを受けながら生活し、症状の緩和をめざすサービスです。第5期では5カ所(3カ所開設済み)を新設し、8カ所定員数87人から、13カ所定員数132人に増やす計画です。



インタビュー

規則正しい生活を通じて、本来の生活を取り戻す

クララ清流武番館スタッフ 山田 恵子さん

ここでは朝の散歩から就寝まで、規則正しい生活を送ることで本来の生活のリズムを取り戻し、明るい気持ちで過ごすことができるようにと考えています。また、歌を歌ったり、百人一首で遊んだり、頭と体を動かすプログラムも用意し、認知症の症状の緩和につなげています。「自宅で一人暮らしをしていたときよりも表情が明るくなった」とおっしゃるご家族の方が多いですね。



オープンキッチンの明るい食堂兼リビング。一般の家庭と変わらないような雰囲気を大切にしている



特別養護老人ホームを新設します

要介護状態が重度になり在宅生活が困難になった場合には、介護保険施設に入所し、介護を受けながら生活したり、リハビリに取り組むことも可能です。第5期では重度の要介護認定者の増加に対応して、特別養護老人ホームを2施設、計200床増やし、現在の5施設418床から7施設618床にします。

インタビュー

子どもたちの声が聞こえる…。保育園を併設した複合型ホーム

社会福祉法人あかぎ万葉理事長 中 登さん

特別養護老人ホーム仮称「春の苑」(野々下1-292)は、保育園を併設した複合型の施設です。園庭をはさんで向かい合う保育園からは、子どもたちの声が聞こえてきたり、姿が見えたり…。そうした環境は、高齢者の方の喜びや心のケアにつながるのではないのでしょうか。また将来的には、子どもたちとの食事会、保育園の発表会への参加なども予定しています。

部屋は個室で、面会のときもご本人と安心してひとときを過ごせます。在宅生活と変わらない暮らしを送っていただけるよう、プライバシーを尊重し、入居者のお一人おひとりに合わせたケアを実践していきます。



仮称「春の苑」完成イメージ(右側の建物が特別養護老人ホーム)

建設が進む施設の前で抱負を語る中さん。来年2月のオープンを目指す



今年度から看護師等の訪問をスタートする

介護予防に向けて、積極的な取り組みも実施

要介護・要支援認定者の増加を抑え、介護保険制度の持続性を高めるために、介護予防の取り組みを一層推進することが重要になっています。市では、要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の方に「介護予防のための基本チェックリスト」を送付し、その回答結果により介護予防の取り組みが必要な状態の方(「ながいきさん」)を抽出し、右記プログラムへの参加を働きかけています。

【介護予防プログラム】

- 運動器の機能向上: ストレッチングや筋力向上トレーニングに取り組んで筋力の維持、向上を目指し、足腰の衰えを防いでいきます。
- 栄養改善・口腔機能向上: 栄養改善のための食事の摂り方や口の中のお手入れ、飲み込みの機能訓練に取り組みます。
- 訪問による介護予防事業(今年度からスタート) 上記講座に通えない方を中心にご自宅に看護師等がお伺いし、健康相談や介護予防の助言・指導を行います。

市議会ホームページのリニューアルについて

市議会のホームページを今年10月にリニューアルする予定です。現在、テストページ(<http://nagareyama.gsl-service.net/eval/>)を公開していますので、ご意見をお寄せください。☎議会事務局 ☎7150-6099

65歳以上の方の介護保険料を改定しました

～ 高齢化の進展に対応した設定に～

第5期 介護保険料 設定の考え方

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3年に一度改定されます。今回の介護保険料改定は、第5期介護保険事業計画期間（平成24～26年度）において、介護保険サービスに必要な金額から算定したものです。

要介護・要支援認定者数や介護サービス利用量などの推計から、必要な費用（標準給付費〈約255億円〉及び地域支援事業費〈約6億円〉）を約261億円と算定しました。この金額のうち、第1号被保険者の負担割合や人数推計などから勘案し、介護保険料を基準月額で4,590円と設定しました。

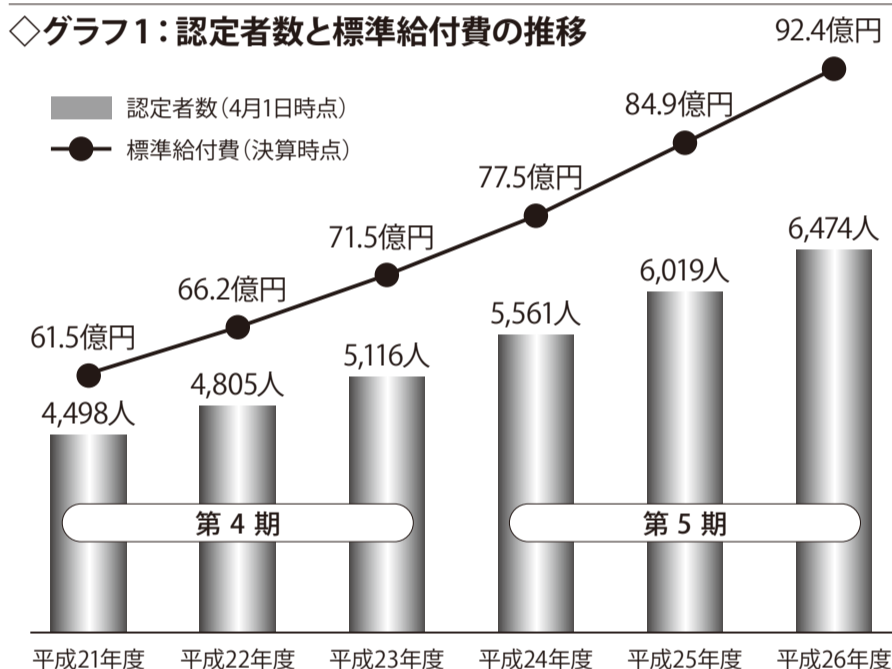
なぜ保険料が上がるのですか？

今回の改定では、第4期（平成21～23年度）と比較すると、基準月額で1,090円の負担増となりました。保険料の上昇には、次のような要因があります。

①標準給付費の増大

高齢者数の増加にともない、要介護・要支援認定者数も増加していくと考えられるため、介護サービスに係る費用が増加することが考えられます。また、施設入所待機者の解消や認知症高齢者の増加に対応するため、介護施設の整備を図ります。こうした介護サービスに係る費用の増加が見込まれます（グラフ1参照）。

◇グラフ1：認定者数と標準給付費の推移



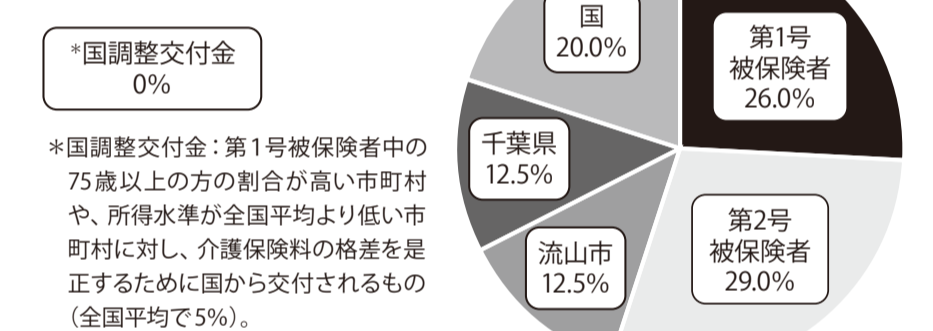
②第4期における保険料引き下げの影響

第4期での保険料基準月額は3,500円で、第3期（平成18～20年度）の3,700円から200円引き下げました。しかし、第4期は第3期よりも標準給付費が伸びており、本来であれば保険料を引き上げるところでしたが、「介護給付費準備基金」と「介護従事者処遇改善臨時特例基金」を投入し、引き下げました。その分、今回の保険料引き上げ幅に影響しています。

③第1号被保険者の負担割合の増加と調整交付金の不交付見込み

介護保険料の財源負担割合が、65歳以上の方の人口増加にともない、20%から21%に変わりました。また、財源負担割合の5%を占める*国調整交付金については、第4期では不交付だったため、第5期でも交付を見込んでいません。そのため、流山市における65歳以上の方の負担割合は、26%になります（グラフ2参照）。

◇グラフ2：介護保険の財源構成



④介護報酬改定

第5期の介護報酬は、地域区分の見直しや、処遇改善加算の創設などで、全体で1.2%のプラス改定となりました。

保険料段階及び保険料額について

負担能力に応じた保険料設定 ▶ 算出された基準額をもとに、11段階13区分（第4期は11段階12区分）の段階別に、保険料を設定しています。負担能力に応じて、軽減措置がとられています。

区分	保険料段階	対象者	保険料額 (年額)
1	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税者	16,500円
2	第2段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	22,000円
3	第3段階 (特例)	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者	33,000円
4	第3段階	本人が住民税非課税者であり、かつ、世帯全員が住民税非課税者で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の者	38,500円
5	第4段階 (特例)	本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	49,500円
6	第4段階 (基準額)	本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、課税対象の年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の者	55,000円
7	第5段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の者	66,000円
8	第6段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	71,500円
9	第7段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	82,500円
10	第8段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	88,000円
11	第9段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	93,500円
12	第10段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	99,000円
13	第11段階	本人が住民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の者	110,000円

※国の標準的な6段階制を基準に、所得の低い方の区分に特例措置を講じるとともに、所得が125万円以上の段階を細分化し、より負担能力に応じた保険料段階の設定を図りました。

井崎義治市長からの メッセージ



老後の安心を築くために

第5期の介護保険料の算定にあたっては、1円でも安く、との思いで何度も計画策定や試算を繰り返しましたが、前期に比べ基準月額約1,000円の引き上げをお願いすることになりました。しかし、増え続けるサービス利用

者が今後もさらに増加する見込みであるため、介護保険の保険者として、介護を必要とする方が十分なサービスを利用できるよう制度の充実を図っていく必要があります。第5期では、特別養護老人ホームやグループホームの新設を始めとするさまざまな整備を行ってまいります。皆様からお預かりした介護保険料は、老後の安心を築くために大切に使用させていただきます。流山市が長寿安心のまちと実感していただけるよう、私も先頭に立って努力してまいります。

支え合いの輪を地域に広げましょう

「私たちがいますよ!」 高齢者の方のための相談窓口 「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方を介護、福祉、保健、医療など、さまざまな面から総合的に支えるための機関です。市内には北部、中部、東部、南部の4カ所があり、介護予防、介護支援サービスなど介護全般に関する相談に応じます。センターでは主任ケアマネジャー、社会福祉士・看護師といった専門家がお待ちしておりますので、お気軽にご相談ください。ご本人でなくても、ご家族や近隣の方のご利用も可能です。

北部地域包括支援センター

担当地区／東深井中学校区、北部中学校区
所在地／江戸川台東2-19(旧)江戸川台出張所
電話／☎7155-5366 fax7154-3207

地域の支えがますます大事になってきている昨今。皆さんと連携しながら、高齢者の方を見守る仕組みをつくっていきます。



センター長(社会福祉士) 石川 渉さん

中部地域包括支援センター

担当地区／常盤松中学校区、西初石中学校区
所在地／下花輪409 東葛病院内
電話／☎7150-2953 fax7158-8419

TX沿線は若い家族が多く、高齢者が孤立するケースも。出張相談窓口などを通じて、皆さんの身近な存在であるよう活動していきます。



社会福祉士 荒井 有紀さん

東部地域包括支援センター

担当地区／八木中学校区、東部中学校区
所在地／野々下2-488-5特別養護老人ホームあざみ苑内
電話／☎7148-5665 fax 7141-2280

老人会などにお邪魔して介護予防のための出張教室を行い、皆さんと顔の見える関係を築いていきます。



社会福祉士 古澤 肇さん

南部地域包括支援センター

担当地区／南部中学校区、南流山中学校区
所在地／平和台2-1-2流山市ケアセンター2階
電話／☎7159-9981 fax 7178-8555

認知症の早期発見!そのためネットワークを地域につくり、高齢者の見守りと問題解決につとめていきます。



センター長(主任ケアマネジャー) 林 ゆう子さん

介護保険のこれからについて考える

高齢者の方が住み慣れた家で、暮らし続けることができるように



社団法人流山市医師会 大津 直之会長 (向小金クリニック院長)

自らを「療養支援医」と呼び、訪問診療に力を入れた活動を行っている大津先生

高齢者の方の多くは、認知症や病気を患ってもご自宅で暮らしたい、そして最期を迎えたいと強く思っているケースがほとんどです。そうした「想い」を尊重し、在宅で療養する高齢者の方をなんとか地域で支えていくことができないか。高齢者医療には、こうした視点が今後さらに重要になってくると思います。

現在の社会保険制度では、在宅で療養する要介護者への療養支援が認められています。私たち医療に関わる者からすれば、訪問看護、訪問診療に報酬が支払われるので、治療に関わることができているわけです。では、介護保険による在宅療養支援は万全かというと、まだまだ課題は多いです。例えばヘルパー派遣は24時間体制になっておらず、夜間におむつを取り替えられずに不快な一夜を過ごすざるをえないのが現状です。では、ご家族がいれば問題解決かということ、ご家族の方に夜のおむつ替えを強いては負担が重く、在宅では看られないということになってしまうでしょう。

高齢者の方が住み慣れた家で快適に療養生活を送ることができ、またそのご家族もサポートしていく。そうしたサービスが充実したものになるよう、介護保険に期待しています。

介護保険サービスを利用するにはどうすればよいの?

市に申請して介護や支援が必要であることの認定を受ける必要があります(=要介護(要支援)認定)。申請後は、心身の状況について市の認定調査を受けていただき、また、認定にあたっては主治医の意見をうかがった上で専門家による会議(=介護認定審査会)で判定します。

手続きの詳細、介護保険サービス(右記)の利用については、市または地域包括支援センターにご相談ください。

● 市内の介護保険サービスの状況 ● 平成24年5月1日現在

在宅サービス 12種類(96事業所)

施設サービス 2種類(7カ所)

地域密着型サービス 4種類(22事業所)

在宅サービスの利用支援(=居宅介護支援) 31事業所

サービス付きの有料老人ホーム(=特定施設入居者生活介護) 5カ所

見守りネットワーク

孤独死を防ぐためのネットワークづくりを推進

核家族化の急速な進行や地域社会の環境変化から、一人暮らしの世帯が増加しています。この傾向は流山市においても同様であり、その中で誰にも看取られずに亡くなる「孤独死」の発生が近年、大きな問題としてクローズアップされています。

「孤独死」は、地域機能の低下や隣人への関心の希薄化などから、今後さらに増えることが懸念されます。

市では、孤独死を防止するため、見守りを必要とする方々への見守り等が確実に実施できる体制づくりを推進します。

日常的な見守り活動を行うため、市、警察、消防、自治会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、介護サービス事業所や民間企業などの協力を得て、「流山市地域見守りネットワーク」を構築していきます。

見守りネットワークに関しては、電話でお気軽にお問い合わせください。 ☎社会福祉課☎7150-6079

